

**港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託
事業候補者募集要項**

令和3年1月

港区環境リサイクル支援部
みなとりサイクル清掃事務所

1 目的

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生しています。環境省では、これらの教訓を踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害対策事項の追加等の制度的な対応を行うとともに、平成30年3月には平成26年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めています。

本業務は、これまでに発生した災害対応の教訓や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、より具体的で実効性の高い災害廃棄物処理計画を策定することを目的としています。

災害廃棄物処理という専門性の高い分野に関して、区の地域特性等の実情に応じた、効果的な災害廃棄物処理計画の策定に向け、事業者の資質を総合的に着目するため、本業務に係る策定支援業者の選定に当たり公募型プロポーザル方式を採用します。

2 業務の概要

(1) 件名

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙1 仕様書（案）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 事業規模 16,687,000円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

3 参加資格要件

本件プロポーザルに参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。やむを得ず、区外事業者のみで参加する場合は、別紙2 港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準で示すとおり、加点対象とはなりません。※
- (7) 地方公共団体又は一部事務組合等の発注する災害廃棄物処理計画又は類似事業を受託した実績があること。

※（6）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、原則として「区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること」としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します（※詳細は、別紙2 港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準を参照してください）。

4 選考スケジュール

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和3年1月 6日（水）から 1月27日（水）午後5時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和3年1月13日（水）午後5時まで
質問一斉回答	令和3年1月20日（水）
参加表明書・企画提案書等提出	令和3年1月27日（水）午後5時まで

期限	
第一次審査（書類審査）結果通知	令和3年2月中旬頃
第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和3年2月25日（木）予定
第二次審査結果通知	令和3年3月上旬頃
契約締結・業務委託開始	令和3年4月1日（木）予定

5 配布書類等

(1) 配布場所

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

〒108-0075 港区港南3-9-59

※港区ホームページからダウンロードすることも可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月27日（水）午後5時まで

※午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和3年1月6日（水）から令和3年1月27日（水）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者募集要項

【別紙1】仕様書（案）

【別紙2】港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準

提出書類関係

【様式1】質問書

【様式2】参加表明書兼資格審査申請書

【様式3】共同事業体構成書

【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

【様式3-3】委任状

【様式4】事業者概要及び業務実績

【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性 ※統括責任者等

【様式5-2】業務従事予定者の経歴及び専任性 ※業務担当者追記用

【様式6】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール

【様式7～7-4】企画提案書

【様式8】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

募集要項等の内容に関する質問について下記により対応します。電話や電子メールでの問合せには対応しません。

(1) 受付期限

令和3年1月13日（水）午後5時

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13 担当・連絡先」までFAXで提出してください。なお、送信未達を防ぐため、送信後に必ず確認の電話を入れてください。

(3) 回答方法

質問を取りまとめた上、令和3年1月20日（水）に、すべての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 書類の提出

(1) 提出受付期間

令和3年1月6日（水）～令和3年1月27日（水）

※受付時間は午前9時～午後5時とします。

(2) 提出先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

〒108-0075 港区港南3-9-59

(3) 提出方法：郵送又は持参による。

郵送の場合は、事前に電話にてお知らせいただいた上、担当まで送付してください。また、持参の場合は、事前に電話予約の上、直接担当まで持参してください。

(4) 提出書類

①競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付すること。

②【様式2】 参加表明書兼資格審査申請書

- ③【様式3】 共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
- ④【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑤【様式3-3】 委任状 ※該当する場合のみ提出
- ⑥加点対象となる地域貢献活動項目及び災害廃棄物対応の実績がある場合は各項目指定の提出書類
 ※該当する場合のみ提出。【別紙2】港区災害廃棄物処理計画策定支援業務委託事業候補者選考基準参照。
- ⑦【様式4】 事業者概要及び業務実績
- ⑧【様式5】 業務従事予定者の経歴及び専任性※統括責任者等
- ⑨【様式5-2】 業務従事予定者の経歴及び専任性※業務担当者追記用
 ※該当する場合のみ提出。
- ⑩【様式6】 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
- ⑪【様式7】 企画提案書①
- ⑫【様式7-2】 企画提案書②
- ⑬【様式7-3】 企画提案書③
- ⑭【様式7-4】 企画提案書④

以下の各課題に関する提案内容について、記載してください。なお、採用された事業候補者の提案の内容全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

様式	内容
様式7	港区の現況（地形、人口、産業構造、23区の廃棄物行政、災害時の想定被害（地域防災計画の内容）等）を踏まえた、災害時の廃棄物行政の課題
様式7-2	災害発生時における、実施体制や他部局・関係機関等との連携を踏まえた初動対応の考え方
様式7-3	港区の災害廃棄物対応における課題を踏まえた、業務フローと処理フロー
様式7-4	災害廃棄物処理計画をもとにした災害対応力向上に向けての平時の備え及び人材育成

- ⑮（任意様式） 会社概要（様式指定なし・A4版両面1ページ以内、パンフレット等可）
 ※共同事業体を構成する場合は、代表事業者・構成事業者のいずれも提出してください。
- ⑯（任意様式） 他自治体等で刊行した主な計画書・調査報告書等の参考図書

※代表例として1~2自治体の本編及びデータ等の資料編を含めたもの

- ⑰ (任意様式) 見積書 ※別紙1 仕様書(案)に基づき、必要な経費を概算し、内訳(人件費等、項目ごとに単価及び工数等を明記)を添付してください。

(5) 提出部数

ア 提出書類①から⑥まで 1部

イ 提出書類⑦から⑰まで 正本1部、副本10部

※提出書類⑦から⑰は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。正本は表紙に事業者名を記入し、副本については事業者名を記入しないでください。また、すべての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

※「イ」については、各ページの下に通し番号を付し、書類ごとにインデックスをつけてください。

ウ 提出書類(正本及び副本)データを格納したCD-R等 1枚

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください。

(6) 留意事項

- ・各資料はA4サイズとしてください。文字の大きさ(ポイント)の指定はしませんが、見やすい資料となるように記載してください。
- ・様式7~7-4については、枠の大きさは変更せず、最大で片面2枚までとしてください。

(7) 準拠規定

- ・港区地域防災計画【震災編】【風水害編】(平成28年修正)
- ・港区業務継続計画【震災編】(平成31年1月)
- ・港区一般廃棄物処理基本計画(第3次)(令和3年3月策定予定)
- ・災害廃棄物対策指針(改定版)
(平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)
- ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
(第1版、令和2年2月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室)
- ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針
(平成27年11月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)
- ・大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画
(第二版、平成30年3月、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会)
- ・巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて
(平成27年2月巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会)
- ・東京都災害廃棄物処理計画(平成29年6月、東京都)

- ・特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン
(平成 27 年 3 月、特別区清掃主管部長会)
- ・港区防災対策基本条例 (平成 23 年 10 月 14 日制定)
- ・港区被災市街地復興整備条例 (平成 25 年 10 月 18 日制定)
- ・港区被災市街地復興整備条例施行規則 (平成 25 年 10 月 18 日制定)
- ・港区各種ハザードマップ (参考)
- ・東京都各種ハザードマップ (参考)

8 審査方法と選考基準

別紙 2 港区災害廃棄物策定支援業務委託事業候補者選考基準のとおり

9 提案にあたっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
 - ①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - ②記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ③虚偽の内容が記載されているもの
 - ④この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 提出書類に記載した統括責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式 8】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。

- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和3年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

い。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

港区環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所

清掃事業係 ^{つるた} 鶴田・計画係 ^{しろね} 白根

電話 03-3450-8025 FAX 03-3450-8063